鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百十三号

鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令

内閣は、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

鉱業法第六条の二の政令で定める鉱物は、次に掲げる鉱物とする。

一　海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石

二　海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱

三　アスファルト

附　則

この政令は、鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）の施行の日（平成二十四年一月二十一日）から施行する。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百十四号

鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条第三項、第八十四条第三項、第百十八条第二項及び第百三十六条、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条第一項ただし書、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項ただし書、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第九条第一項第一号並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の四」を「第十一条の三」に、「第五節　特別措置（第八十二条―第八十五条）」を「第五節　特別措置（第八十二条・第八十三条）」に改める。

第二条中「当該鉱業権の鉱区の所在地を管轄する経済産業局において」を「経済産業大臣が」に改める。

第十一条の二を削る。

第十一条の三第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条を第十一条の二とする。

第十一条の四第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条を第十一条の三とする。

第十四条中「判決又は相続その他の一般承継による」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　判決による登録

二　鉱業権の移転の登録

第十六条第一項中「左に」を「次に」に、「添附して」を「添付して」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十一条中「同一の経済産業局」を「経済産業大臣（第八十四条の規定により登録の申請に関する経済産業大臣の権限が経済産業局長に委任されている場合にあつては、当該経済産業局長）」に改める。

第二十四条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「左に」を「次に」に改める。

第二十七条第一項中「経済産業局長は」を「経済産業大臣は」に、「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第二号中「外」を「ほか」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「基く」を「基づく」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「外」を「ほか」に改める。

第三十一条の二第三項及び第三十一条の五中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三十四条の二第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改める。

第三十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（予告登録）」を付し、同条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「審査請求」の下に「若しくは異議申立て」を加え、「第百七十八条」を「第百三十三条」に、「訴が」を「訴えが」に改め、同条第二号中「取消に」を「取消しに」に、「まつ消」を「抹消」に、「訴が」を「訴えが」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「取消」を「取消し」に改める。

第三十七条の見出しを削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

経済産業大臣は、前条第一号の異議申立てがあつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

第三十八条の前の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条中「取下」を「取下げ」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

経済産業大臣は、第三十六条第一号の異議申立てについて、その却下の決定をしたとき、その異議申立てを棄却する旨の決定をしたとき、又は異議申立ての取下げがあつたときは、職権で予告登録を抹消しなければならない。

第三十九条の二中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「まつ消又は」を「抹消又は」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改める。